

平成二十一年総務省令第十四号

<p>第一章 総則</p> <p>第一条 総務大臣が任命する自治紛争処理委員（以下「自治紛争処理委員」という。）が行う調停、審査及び処理方策の提示（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百五十五条の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。）の手続については、法及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）に定めるもののはか、この省令の定めるところによる。</p>	
<p>第二章 自治紛争処理委員</p> <p>第一条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。（代表自治紛争処理委員）</p>	
<p>第二条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。（代表自治紛争処理委員）</p>	
<p>第三条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、代表自治紛争処理委員を互選しなければならない。（代表自治紛争処理委員）</p>	
<p>第四条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、自治紛争処理委員を代表する会議を主宰し、自治紛争処理委員を代表する会議を主宰し、自治紛争処理委員を代表する会議を主宰する。（異動）</p>	
<p>第五条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、代表自治紛争処理委員の指定する自治紛争処理委員がこれを招集する。</p>	
<p>第六条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、代表自治紛争処理委員に事故があるときは、代表自治紛争処理委員の指定する自治紛争処理委員がその職務を代理する。</p>	
<p>第七条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、前項に定める場合においては、法第二百五十五条第五項並びに第六項により準用する法第二百五十条の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規定により自治紛争処理委員の欠員を生じた場合においては、法第二百五十五条第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が自治紛争処理委員を任命することができる。</p>	
<p>第八条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、前項に定める場合においては、法第二百五十五条第五項並びに第六項により準用する法第二百五十条の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規定により自治紛争処理委員の欠員を生じた場合においては、法第二百五十五条第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が自治紛争処理委員を任命することができる。</p>	
<p>第九条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、前項に定める場合においては、法第二百五十五条第五項並びに第六項により準用する法第二百五十条の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規定により自治紛争処理委員の欠員を生じた場合においては、法第二百五十五条第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が自治紛争処理委員を任命することができる。</p>	
<p>第十条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、調停を行うため必要な措置をとることができる。</p>	
<p>第十一条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、法第二百五十五条の二第九項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、自治紛争処理委員の調停の期日外においてもこれを行ふことができる。</p>	
<p>第十二条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、法第二百五十五条の二第九項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、自治紛争処理委員の調停の期日外においてもこれを行ふことができる。</p>	
<p>第十三条 （職務の執行）自治紛争処理委員は、法第二百五十五条の二第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p>	
<p>第一节 調停の手続</p>	
<p>一 紛争の当事者</p>	
<p>二 調停を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）</p>	
<p>三 紛争の経過</p>	
<p>四 申請の年月日</p>	
<p>五 前各号に掲げるもののほか、調停を行うについて参考となる事項</p>	
<p>六 調停の期日及び場所</p>	
<p>七 紛争の当事者</p>	
<p>八 調停の期日及び場所</p>	
<p>九 調停の期日及び場所</p>	
<p>十 調停の期日及び場所</p>	
<p>十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>二十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>三十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>四十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>五十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>六十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>七十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>八十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>九十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百五十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百六十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百七十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百八十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百九十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百二十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十四 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十五 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十六 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十七 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十八 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百三十九 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十一 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十二 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十三 調停の期日及び場所</p>	
<p>一百四十四</p>	

ある都道府県の行政庁（以下「当事者」といいう。）に出席を求める場合には、自治紛争処理委員の審査の期日及び場所並びに出席を求める旨を記載した通知書を送付しなければならない。

3 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるとときは、自治紛争処理委員の審査の期日及び場所を変更することができる。

4 前項の場合において、当事者の出席する予定がないときを除き、自治紛争処理委員は、その審査の期日及び場所を、当該当事者に通知しなければならない。
 （関係行政機関の参加）

第十九条 法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十五第一項に規定する当事者又は関係行政機関によ

る関係行政機関の審査手続への参加の申立ては、参加理由を記載した書面をもって行うものとする。

第二十条 法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十五第一項に規定する当事者又は関係行政機

機関の参加を認めたときは、その旨を当事者、当該関係行政機関及び法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第一項に規定する参加行政機関に通知しなければならない。

第三条 自治紛争処理委員が法第二百五十五条から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十五第一項の規定に基づき関係行政機

関を職権で審査手続に参加させる場合には、前

第四条 前条第二項及び第四項の規定は、参加行政機

関について準用する。

（代理人の選任及び解任の届出）

第二十条 当事者及び参加行政機関（以下「当事

者等」という。）は、代理人を選任したときは、

書面をもつてその者の氏名及び職業を自治紛争

処理委員に届け出なければならない。解任した

ときも、同様とする。

（当事者等が作成した書面の送付）

第二十一条 当事者等は、自治紛争処理委員に提

出したすべての書面を、遅滞なく、その他の當

事者等に送付しなければならない。

第二節 当事者等が審査に出席する場合

（審査の公開）

第二十二条 当事者等が出席する審査は、自治紛

争処理委員が公開とすることを相当と認める場

合に限り公開する。

（秩序の維持）

第二十三条 審査期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。

2 代表自治紛争処理委員は、当事者等が行う陳述が既になしれた陳述と重複し、又は審査に係る事案と関係のない事項にわたるときその他特に必要と認めるときは、これを制限することができる。

3 代表自治紛争処理委員は、前二項に定めるもののはか、審査手続の円滑な進行を確保するため必要な措置をとることができる。

（出席者の発言）

2 審査に出席した者が発言しようとするときは、代表自治紛争処理委員の許可を受けなければならぬ。

2 審査に出席した者の陳述は、事案の範囲を超えてはならない。

（証明及び発問）

2 当事者等は、他の当事者等に対する質問に答えるため、当事者等に対し、発問し、又は立証を促すことができる。

2 当事者等は、他の当事者等の陳述の趣旨が明らかでないときは、代表自治紛争処理委員に發問を求め、又は代表自治紛争処理委員の許可を得て直接に相手方に発問することができる。

（証拠調べの申立て）

2 第二十六条 法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第一項に規定する証拠調べの申立ては文書で行わなければならぬ。

（証拠調べの申立ての期限）

2 第二十七条 自治紛争処理委員は、証拠調べの申立てができる期限を定めて、当事者等に通知するものとする。

（証拠調べの申立ての採否）

2 第二十八条 自治紛争処理委員は、法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第一項に規定する証拠

調べの申立てがあつた場合にはその採否について、同項の規定により職権で証拠調べを行う場合にはその決定について、当事者等に通知するものとする。

（参考人の陳述の申立て）

2 第二十九条 法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第一項第一号に基づく参考人の陳述の申立て

は、陳述を求めようとする事項を明示して行わなければならない。

（当事者等の職員の審尋）

2 第三十条 法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第一項第一号に基づく鑑定の申立ては、鑑定を

求めようとする事項を明示して行わなければならない。

（鑑定の申立て）

2 第三十一条 自治紛争処理委員は、参考人又は鑑定人に出席を求めるときは、次に掲げる事項

を記載した呼出状によって行わなければならない。

（呼出状）

2 第三十二条 参考人の審尋については、自治紛争

処理委員が特に必要と認める場合には、当事者等を立ち会わせることができる。この場合に

いては、当事者等は、代表自治紛争処理委員の許可を得て、参考人を審尋することができる。

（書類その他の物件の提出要求等の申立て）

2 第三十三条 当事者等が、法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第一項第二号に規定する書類そ

の他の物件の提出要求及び留置の申立てを行なうときは、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

（閲覧）

2 第三十四条 当事者等は、自治紛争処理委員に対し、他の当事者等から提出された書類その他の物件の閲覧を請求することができる。この場合に

おいて、自治紛争処理委員は、正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

（証拠調べの申立て）

2 第三十五条 法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第一項第二号の規定により留め置いた物件で

六第一項第二号の規定により留め置いた物件であるべきがなくなつたものは、速やかにこれらを返付しなければならない。

（検証の申立て）

2 第三十六条 第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第一項第四号に規定する当事者等の職員の合議によるものとする。

（合議）

2 第三十七条 当事者等は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

（第五節 自治紛争処理委員の合議）

2 第三十八条 自治紛争処理委員は、法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第二項に規定する証拠の提出に

ついて、自治紛争処理委員が証拠を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれ

を提出しなければならない。

（自治紛争処理委員による証拠調べ）

2 第三十九条 当事者等は、法第二百五十五条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十五条の十六第二項に規定する証拠の提出に

ついて、自治紛争処理委員の審査期日外においてもこれを行なうことができる。

（証拠の提出）

2 第四十一条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

（参考人の陳述の申立て）

2 第四十二条 第二十二条の規定による当事者等が出席する

場合に限り公開する。

四 第二十七条の規定による証拠調べの申立ての期限の決定	五 第三十三条の規定による参考人又は鑑定人に出席を求める決定（第三十六条の規定により準用して行う決定を含む。）
六 第三十二条の規定による参考人の審尋について当事者等の立ち会いを認める決定（第三十六条の規定により準用して行う決定を含む。）	七 第三十五条第二項の規定による検証について当事者等の立ち会いを認める決定
八 第三十七条の規定による証拠を提出すべき相当の期間の決定	九 第三十九条の規定による閲覧拒否の決定又は閲覧の日時及び場所の指定
第十章 都道府県が当事者となる連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間の紛争に係る処理方策の提示	十一 第一節 処理方策の提示の手続
第十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第十三条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 紛争の当事者	二 処理方策の提示を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
三 紛争の経過	四 申請の年月日
五 前各号に掲げるもののほか、処理方策の提示を行なうについて参考となる事項（処理方策を定めるための審議の期日及び場所）	六 申請の年月日
六 代理人の選任及び解任の届出	七 代理人の選任及び解任の届出
第七条 处理方策を定めるための審議の期日及び場所は、代表自治紛争処理委員がこれを定める。	八 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるとときは、処理方策を定めるための審議の期日及び場所を変更することができる。
第四十条 当事者は、代理人を選任したときは、書面をもつてその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。	第九条 当事者が代理人を選任したときは、書面をもつてその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。
第十节 処理方策を定めるための審議の公開	第十一节 当当事者が処理方策を定めるための審議に出席する場合の手続
第十四条 当当事者が出席する処理方策を定めたための審議は、自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。	第十五条 当当事者が出席する処理方策を定めたための審議は、自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

（秩序の維持）	第四十六条 処理方策を定めるための審議の期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。
（参考人の陳述等）	第四十七条 自治紛争処理委員は、処理方策の提示を行なうため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。（自治紛争処理委員による情報の収集）
（合議）	第四十八条 自治紛争処理委員は、法第二百五十三条の二第四項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、処理方策を定めるための審議の期日外においてもこれを行うことができること。
（第六章 電子情報処理組織による提出等の手続等）	第五十条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。
（第五十一条 前条第一項の規定により行われた提出等の手続については、書面等により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。）	第五十二条 法第二百五十二条の三第一項から第三項までに規定する都道府県の関与に関する審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合には、審査申出書に記載すべきこととされている事項についての情報を電子情報処理組織を使用して相手方である都道府県の行政手続送信することをもつて第十六条第一項に規定する審査申出書の写しの送付に代えることができる。

（第二条）	2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、当該提出等の手続を書面等により行なうときに記載すべきこととされている事項を、その手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならぬ。
（施行期日）	3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、入力する事項に係る電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するため必要な事項を証する電子証明書（同項第二号に規定する電子証明書をいう。）と一緒に併せてこれを送信しなければならない。（電子情報処理組織による提出等の手続の効果等）
（附則）	4 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（附則）	5 この省令は、平成二八年二月一日総務省令（平成二十八年四月一日）から施行する。
（附則）	6 この省令は、平成二十九年一月一日総務省令（平成二十九年四月一日）から施行する。

（この省令は、公布の日から施行する。）	1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。
（附則）	2 第五十五条第三項の規定は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。
（附則）	3 この省令は、公布の日から施行する。
（附則）	4 この省令は、平成二十八年四月一日総務省令（平成二十八年四月一日）から施行する。
（附則）	5 この省令は、平成二十九年一月一日総務省令（平成二十九年四月一日）から施行する。